

# 「尾瀬」保護と適正利用のための提言2002

尾瀬を守る会

## 1 はじめに

貴重な自然の宝庫尾瀬。日本の自然保护運動発祥の地といわれる尾瀬。日光国立公園の特別保護地区および国の特別天然記念物の指定を受け、学術的な価値はもとより、芸術・教育等のさまざまな分野で多くの人々の耳目を集めて止まないこの尾瀬に、今、三度目の危機が訪れようとしている。

一度目は明治・大正・昭和と続いた、いわゆるダム問題。わが国の発展、そして戦後の復興に欠かせない電力の供給にダムは必須のものとされ、幾たびも水没の危険にさらされたが、そのたびに尾瀬の価値を知る学者、文化人を中心とする人々の熱意溢れる運動によって守られてきた。この時、運動の主体を担ってきた「尾瀬保存期成同盟」は「日本自然保护協会」へと発展的解消を遂げ、その後わが国の自然保护運動のリーダーシップを執り続けている。二度目は昭和四十年代に起こった尾瀬車道計画問題。これには「尾瀬の自然を守る会」をはじめとする自然保护団体と、高邁な理想を掲げて発足した当時の環境庁のはたらきにより、官民一体になっての運動が成果を挙げた。全国規模で展開したゴミ持ち帰り運動など、道路問題以外に挙げえた成果も多い。

しかし昨今、尾瀬では、その利用のあり方という過去の開発による破壊とは別の形での深刻な問題が顕在化しつつある。私どもは、これを三度目の危機と捉え、過去2度（昭和60年「尾瀬の自然を守る会」：昭和63年「尾瀬を守る懇話会」）にわたって尾瀬保護の提言をおこなってきたが、過剰利用を根本原因とする破壊の状況は一向に改善されない。それどころか自然保护を標榜する民間・行政機関が引き起こした問題すら露見しつつあり、いよいよ深く憂慮すべき事態となりつつある。かかる事態に対し、私どもは、ここに尾瀬保護のための提言を再々度発表し、広く世に問いかけるものである。

平成14年10月13日

### 「尾瀬を守る会」加盟団体

奥利根自然センター

群馬県自然保护団体連絡協議会

尾瀬自然保护指導員ネットワーク

福島県自然保护協会

尾瀬自然保护指導員福島県連絡協議会

山林保護全国ネットワーク

## 2 現状の問題点

- 長蔵小屋の廃棄物不法投棄事件や、NTT ドコモ携帯通話可能エリアの特別保護地区への拡大事件など、かつてのダムや道路問題とは異なった、過剰利用や都市観光地型利用を前提とした開発に伴う諸問題が噴出している。経済性や利便性の追求のみを前提とした両事件の根にあるものを考えると、これらは氷山の一角に過ぎない出来事と思われてくる。

- (1) 湿原、沼の富栄養化(汚濁化)については一向に改善されず、事態は深刻さを増している。従来より合法・有効とされてきた排水の処理法は、寒冷な地には向いておらず、この事態を解決することはできていない。
- (2) 湿原、お花畠の裸地化対策は修復が遅れ、一部帰化移入植物等の侵入によって代替植生が既に繁茂している箇所もある。また至仏山登山道のように、再開・補修工事をすることによって、更に裸地化がすすんだところもある。この裸地からの復元には、湿原にかかる踏圧をなくすことが唯一最善の対処法であるが、いまだ有効な策はとられていない。
- (3) 今回の長蔵小屋の事件からもわかるように、自然保護の姿勢を堅持することと営業との間には乗り越えることの困難な問題が山積している。環境省をはじめとする行政自身が、ビジャーセンターや大規模トイレを特別保護地区内に建設したために、利用者は知らないうちにその自然遺産の侵害に加担させられてしまっている。
- (4) 冬季入山、山小屋での入浴、山岳地帯とは思えない嗜好食品の販売等、自然への過剰利用の度合いは、その質量とも、ますます大きくなっている。
- (5) 新しい世紀に、自然とヒトとの共生法が模索されているにもかかわらず、その根拠となる科学的・客観的調査研究資料があまりにも乏しい。また国が重点課題としている学校・社会教育の現場でも尾瀬をはじめとするわが国の自然の大切さと、その保護すべき具体的な事項が充分に取り扱われていない。
- (6) 尾瀬のすぐれた自然環境の保全を図ることを目的として発足した「尾瀬保護財団」が本来の機能を果たしていらないどころか、場合によっては観光開発のための免罪符となってしまっている。

### 3 提言

#### ● 尾瀬の特別保護地区の利用については次のことを実行する。

- (1) (基本的な利用法) 尾瀬ヶ原地区と尾瀬沼地区の利用を分離し、それぞれ日帰りコースとする。
- (2) (利用者数の制限) 尾瀬ヶ原地区の利用者数を一日最大3,000人とし、利用者が集中する休日等には、入山者数の適切な調整を行う。
- (3) (ガイド制の導入) 尾瀬ヶ原地区および至仏山の利用については、少人数のグループごとに、有料の自然保護ガイドをつける。
- (4) (物質の搬入) 特別保護地区へのヘリコプターによる物資搬入に関しては、蒸洗による移入生物の除去をおこなうなど、細心の注意を払う。
- (5) (交通アクセス) 戸倉、桧枝岐(七入)から先の交通手段は、第三セクターが運営する低公害の専用シャトルバスのみとする。
- (6) (鳩待駐車場) 鳩待峠については、峠の上までシャトルバスをあげるのではなく、現在の峠下の駐車場までとし、峠は緑化して国立公園の入口にふさわしい環境とする。
- (7) (水質浄化) 尾瀬沼の水質浄化に関しては、排水を出さないようにするのが先決であるが、これまでに堆積した有害物質については、木炭の利用など、できる限り自然に対しローバイオペラシヨンで効果のある排出方法を検討する。
- (8) (尾瀬ヶ原木道ルート等の見直し) 尾瀬ヶ原中央部を貫く木道を廃止し、必要最小限のものを周辺の樹林帯に設置し直す。また、廃止跡の植生回復をはかる。
- (9) (尾瀬ヶ原～至仏山ルートの見直し) 尾瀬ヶ原～至仏山ルートは登り専用とする。また、小至仏直下の雪田群落の中を通る部分を廃止し稜線上に変更するとともに、既設の階段等は、植生回復のため、すべて撤去する。また、入山者数を一日最大200人までとし登山開始時刻を午前9時までとする。
- (10) (ビジターセンター) 現在、尾瀬沼畔と山の鼻にあるビジターセンターを、桧枝岐と戸倉に移し、御池、津奈木、大清水にサブセンターを置きセンターの教育・保護活動施設としての性格をより一層強化する。また、ガイドの窓口をビジターセンターに一本化する。
- (11) (ガイドの養成) ガイド養成のための専門機関を設置し、質の高い自然解説保護活動のできるガイドを育成する。

#### ● 特別保護地区内の施設については、次のことを実行する。

- (12) (宿泊施設)  
①(当面の課題) 現在、個別に行われている特別保護地区内の山小屋等の営業活動から、競争の原理を廃止し、一本化する。  
②(将来の課題) 特別保護地区内のキャンプ場・山小屋を含むあらゆる営業のための宿泊および付帯施設は、温泉地区を除き、すべて特別保護地区外に移転する。
- (13) (管理施設) 特別保護地区内の管理施設は、トイレ、レンジャー駐在所、避難小屋等の必要最小限のもののみとする。

以 上。

## 参考資料

